

台湾税務および投資法令 アップデート

2021 年 2 月

所得税法

「所得基本税額条例第12条ハイリスクスタートアップ企業の認定に関する弁法」の制定

財政部が「所得基本税額条例第12条ハイリスクスタートアップ企業の認定に関する弁法」の制定を予告しました。個人による非上場(店頭公開)株式の取引について、2021年1月1日より基本税額の課徴が再開しますが、取引時に**設立から5年未満**の台湾内のハイリスクスタートアップ企業の株式については、取引所得の基本所得への加算が免除されます。

財政部が先般2月3日に**予告**した「ハイリスクスタートアップ企業の認定に関する弁法」草案における認定方法について以下のとおりとなります。

認定方法	適用要件	有効期限
認定申請	1. 所有する技術、独創性またはビジネスモデルに革新性および発展性がある 2. ターゲット市場にソリューションを提供でき、またはニーズを創出できる 3. 開発した製品、役務またはサービスに市場化の可能性がある	1. 認定の有効期限は2年(かつ設立登記日より起算して5年内) 2. 有効期限満了後、認定を再度申請可能
見做し認定 (認定申請が免除される)	1. ベンチャーボード(創櫃板)の登録会社 ① 設立登記日より起算して5年未満 ② 創新創意審査委員会の審議を経て過半数の同意を得ているか、または「創新創意がある」旨の意見書・推薦状を取得している	設立登記日より起算して5年
	2. 産業創新条例第23条の2 産業創新条例第23条の2に適合し、ハイリスクスタートアップ企業として認定されたもの	設立登記日より起算して2年

なお、個人によるハイリスクなスタートアップ企業の株式取引について、当該スタートアップ企業の所有する台湾内の建物および土地の時価の合計額がその払込資本金額の50%を超える場合は適用対象外となります。

PwC 台湾の見解：

1. 新規定の施行後、主務機関および店頭売買センターがベンチャーボードへの登録を承認または同意した後は、会社の株主、投資者が株式を売却する際に留意すべき「会社リストおよび適用資格の有効期間」（例えば、社名、統一番号、設立登記日および承認または同意日などの基本情報）を毎月ホームページに公告掲載しなくてはなりません。また、財政部は半年間の移行期間を設け、個人株主が2021年6月30日までにを行う株式取引による所得は、当該企業が2021年6月30日までにハイリスクなスタートアップ会社として認定された（または認定されたとみなされる）場合には、基本所得への加算の免除を適用できます。
2. 草案には、「個人によるハイリスクなスタートアップ企業の株式取引について、当該スタートアップ企業の所有する台湾内の建物および土地の時価の合計額がその払込資本金額の50%を超えてはならない」と特別に定めていますが、これはスタートアップ企業の株式譲渡を利用して実質的な不動産取引を行い、本来課税されるべき財産取引所得や株主の営利所得が免税の証券取引所得へ所得形態が転換され、税負担回避が行われないようにするための措置です。なお、個人とスタートアップ企業が相互に資金、株式譲渡を利用したその他の虚偽な取引を行い、納税義務を不当に回避あるいは税負担を減少させたと税務当局が認めた場合は、独立企業間取引あるいは調査で得られた資料、および実際の取引（事実）に基づき、法令規定により調整が行われることになります。

新型コロナウイルスの影響を受けた企業が「拡大書面審査」により確定申告を行う場合、より低い純利益率を適用可能

財政部は2020年度の「営利事業所得税確定申告案件の拡大書面審査の実施要点」を発表し、新型コロナウイルスによる影響で、2020年度の営業収入純額が前年度に比べ30%以上減少した営利事業者について、拡大書面審査の純利益率をその80%で課税所得を計算することが可能となりました。

PwC 台湾の見解：

年間売上高がNT\$3,000万以下（業種によってはより低い基準）の営利事業者が法人税確定申告を行う際、実際の利益率が拡大書面審査の標準利益率を下回る場合は「年間売上高×純利益率」で課税所得を計算でき、年間収入から実際の関連原価・費用を減算して所得を計算する必要がなく、申告手続を簡素化できます。例えば、営利事業者の適用する業種別の拡大書面審査の純利益率が6%で、新型コロナウイルスの影響によって2020年度の売上高が2019年度の売上高純額に比べ30%以上減少した場合、財政部が今般発表した要点に基づくと、2020年度は4.8%の純利益率で課税所得を計算し税額を納付することが可能です。なお、実際の関連原価・費用を収入から減算して計算される実際の利益率が申告利益率を上回っていないかを予め確認することは依然必要ですので、留意が必要です。

台湾とイギリスとの税務目的のための金融口座情報の自動的交換が2021年9月開始予定

財政部は、イギリス歳入税関庁(HMRC)との交渉を経て、台英双方が調印した「所得および財産取引所得に対する租税に関する二重課税の回避および脱税の防止のための取決め」第26条(情報の交換)について、税務目的のための金融口座情報の自動的交換(CRS)の実施に合意が得られ、2021年9月より初めての情報交換が行われる予定とニュースリリースで発表しました。

2020年現在、台湾はすでに日本とオーストラリアとそれぞれ税務目的のための金融口座情報の自動的交換を合意していますが、イギリスが新たに加わることになります。財政部の「金融機関の共通報告およびデューデリジェンスの実施作業に関する弁法」によれば、台湾内の金融機関は2021年6月までに、日本、オーストラリアおよびイギリスに属する税務居住者の所有または支配する金融口座情報を申告しなくてはなりません。

PwC 台湾 日本企業部コンタクトリスト

氏名	役職	電話番号	E-mail アドレス
パートナー			
奥田健士	パートナー	886-2-2729-6115	kenji.okuda@pwc.com
ディレクター			
王妙五	ディレクター	886-2-2729-6666 ext23402	miaw-wuu.wang@pwc.com
シニアマネージャー			
林淑琳	シニア マネージャー	886-2-2729-6666 ext23412	shirley.lin@pwc.com
魏月珍	シニア マネージャー	886-2-2729-6666 ext23410	yueh-tseng.wei@pwc.com
マネージャー			
劉千瑜	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23431	amily.liu@pwc.com
伊藤藍	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23475	ai.ito@pwc.com
洪豪嬪	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23404	kate.h.hong@pwc.com
趙宇愷	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23425	yu-kai.chao@pwc.com
許大修	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23411	dah-hsiu.hsu@pwc.com
白井邦和	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23444	kunikazu.shirai@pwc.com
松室成仁	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23448	naruhito.matsumuro@pwc.com
曾彦翔	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23405	sean.tseng@pwc.com
www.pwc.tw/ja.html			

本台湾税務および投資法令アップデートは読者への参考に供するためのものであり、当事務所が関連の特定テーマについて意見を述べるものではなく、読者は如何なる方針決定の根拠としてはならず、また如何なる権利または利益を主張するために引用してはなりません。本内容は資誠聯合会計師事務所の同意なく、転載、またはその他の目的に使用してはなりません。何らかの事実、法令、政策に変更が生じた場合、資誠聯合会計師事務所は本台湾税務および投資法令アップデートの内容を修正する権利があります。

© 2021 PricewaterhouseCoopers Taiwan. All rights reserved. PwC refers to the Taiwan member firm, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity. Please see www.pwc.tw for further details. This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.